

社会福祉法人つつみ会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人つつみ会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人の業務に相当の時間従事する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法、報酬総額)

第4条 常勤の理事に対する報酬額は、年額2,400万円の範囲内で、理事会において決定する。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会等会議及び監事監査等への出席につき、日額16,705円とする。

報酬総額は、非常勤の理事については、年額100万円、監事については、年額50万円を上限とする。

3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席につき、日額27,842円

とする。

報酬総額は、定款第8条に規定する100万円を上限とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬の支給の時期は、毎月10日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第16条の規定に準じて支給)

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあたっては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、交通費、宿泊料の実費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎とし日割りによって計算する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる、

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号

に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

ただし、第4条第2項及び第3項の規程は、平成29年6月1日より適用する。

附 則 この規程は、令和元年6月6日より施行する。